

議案第 28 号

伊賀市指定管理者選定委員会条例の一部改正について

伊賀市指定管理者選定委員会条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和6年2月26日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例

伊賀市指定管理者選定委員会条例（平成19年伊賀市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第4条に規定する」を「第4条第1項の規定による」に改める。

第3条中「委嘱又は」を「委嘱し、又は」に改め、同条第3号中「その他市長」を「前2号に掲げる者のほか、市長」に改める。

第4条第1項中「委嘱又は任命の日から2年間とし、再任を妨げない」を「2年とする」に改め、同条第2項中「任期内であっても、その職をもって委嘱された委員の任期は、その職にある期間とする」を「市職員のうちから任命された委員の任期は、その都度市長が定める」に改め、同条に次の1項を加える。

3 委員の再任は、妨げない。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、委員長を定めない場合にあつては、会議は、市長が招集する。

第7条第5項前段中「前条」の次に「(第1項ただし書を除く。)」を加え、同項後段中「前条第1項」を「前条第1項本文」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。